

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月28日

【事業年度】 第111期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

【会社名】 大和自動車交通株式会社

【英訳名】 Daiwa Motor Transportation Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前 島 忻 治

【本店の所在の場所】 東京都江東区猿江二丁目16番31号

【電話番号】 東京(03)6757 7164(経理部)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経理部長 加 藤 雄二郎

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区猿江二丁目16番31号

【電話番号】 東京(03)6757 7164(経理部)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経理部長 加 藤 雄二郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第107期	第108期	第109期	第110期	第111期
決算年月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月
売上高 (百万円)	17,728	17,881	17,181	16,453	16,729
経常利益 (百万円)	15	588	791	566	506
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,342	428	992	361	622
包括利益 (百万円)	3,380	601	860	342	660
純資産額 (百万円)	6,615	7,293	8,097	7,455	8,082
総資産額 (百万円)	24,384	23,783	23,125	21,883	22,147
1株当たり純資産額 (円)	658.69	726.71	807.78	1,792.54	1,943.69
1株当たり当期純利益金額 (円)	335.30	43.02	99.60	83.78	150.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	26.9	30.5	34.8	33.8	36.3
自己資本利益率 (%)	68.0	6.2	13.0	4.7	8.1
株価収益率 (倍)	1.04	12.67	5.82	12.03	8.96
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	448	1,306	841	1,027	1,095
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,768	615	453	86	582
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,344	1,222	1,188	1,759	1,018
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	2,279	1,747	1,853	1,035	1,694
従業員数 (名)	2,327	2,269	2,208	2,174	2,186

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第110期及び第111期の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含めております。

4 平成29年10月1日付で普通株式2株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第110期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第107期	第108期	第109期	第110期	第111期
決算年月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月
売上高及び営業収益 (百万円)	9,488	4,576	2,157	2,329	2,357
経常利益 又は経常損失() (百万円)	119	404	275	252	254
当期純利益 (百万円)	3,293	319	543	207	461
資本金 (百万円)	525	525	525	525	525
発行済株式総数 (株)	10,500,000	10,500,000	10,500,000	10,500,000	5,250,000
純資産額 (百万円)	6,948	7,363	7,832	7,050	7,506
総資産額 (百万円)	21,251	19,628	18,755	17,822	17,712
1株当たり純資産額 (円)	697.21	738.86	786.16	1,706.62	1,817.15
1株当たり配当額 (内 1株当たり中間配当額) (円)	3 (1.5)	5 (1.5)	4 (2.0)	4 (2.0)	6 (2.0)
1株当たり当期純利益金額 (円)	330.40	32.11	54.52	48.18	111.71
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	32.7	37.5	41.8	39.6	42.4
自己資本利益率 (%)	62.0	4.5	7.2	2.8	6.3
株価収益率 (倍)	1.06	16.97	10.64	20.92	12.08
配当性向 (%)	0.9	15.6	7.3	16.6	7.2
従業員数 (名)	1,414	419	116	121	128

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第108期の売上高及び営業収益並びに従業員数の大幅な変動は、当社が平成26年4月1日に会社分割（簡易新設分割）により新設子会社にタクシー事業を承継させたことによるものであります。

4 当社は平成26年4月1日の会社分割により持株会社へ移行しております。そのため、従来売上高としておりました表記を第108期より売上高及び営業収益に変更しております。

5 第108期の1株当たり配当額5円には、創立70周年記念配当2円を含んでおります。

6 第109期の売上高及び営業収益並びに従業員数の大幅な変動は、当社が平成27年4月1日に会社分割（簡易新設分割）により新設子会社にハイヤー事業を承継させたことによるものであります。

7 第110期及び第111期の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含めております。

8 平成29年10月1日付で普通株式2株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第110期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

9 第111期の1株当たり配当額6円は、中間配当額2円と期末配当額4円の合計となります。なお、平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っておりますので、中間配当額2円は株式併合前の配当額、期末配当額4円は株式併合後の配当額となります。

2 【沿革】

昭和14年9月	戦時企業統合令による企業合同により、同業12社を以って中野相互自動車株式会社を設立、普通旅客自動車運送事業を開始。
昭和20年1月	第二次企業合同により同業16社を吸収合併、大和自動車交通株式会社に商号変更。
昭和24年5月	東京証券取引所に上場。
昭和24年6月	興産自動車株式会社(現・大和物産株式会社)を設立し、自動車用燃料・資材等の販売を開始。(現・連結子会社)
昭和25年3月	戦後初の輸入新車50両の購入許可により、営業車両の全面的配置転換を実施し、ハイヤー営業の基盤を確立した。
昭和28年3月	車両無線移動局の承認により無線による配車営業を開始。
昭和38年5月	日本橋大和ビル建設に伴い不動産賃貸及び管理事業に進出。
昭和38年10月	東京証券取引所市場第二部に移行。
昭和40年2月	大和自動車株式会社を設立。(現・連結子会社)
昭和41年10月	自動車整備部門を独立し、大和自動車整備株式会社を設立。
昭和41年10月	山梨鈴木シャタア工業株式会社(現・大和工機株式会社)を設立し、金属製品製造業を開始。(現・連結子会社)
昭和42年6月	自動車教習部門を独立し、株式会社大和自動車教習所を設立。(現・連結子会社)
昭和43年8月	株式会社スリーディ開発(現・株式会社スリーディ)を設立し、不動産部門を強化。(現・連結子会社)
昭和47年9月	真和タクシー株式会社を買収し、大和交通株式会社に商号を変更(現・大和自動車王子株式会社)。
昭和48年9月	住宅販売事業に進出。
昭和52年1月	本社ビル建替工事を行い新社屋完成。
昭和57年12月	小型タクシー43台を導入。
昭和59年12月	ハイヤー車に自動車電話を設置。
昭和60年8月	ワゴンタクシーが認可され営業車両数978台となる。
昭和62年11月	ブルーラインタクシー20台増車。
平成元年9月	乗合タクシー1台認可。
平成3年12月	保谷交通有限会社(現・大和交通保谷株式会社)を買収。(現・連結子会社)
平成5年6月	運行管理に関する代理業を開始。
平成5年6月	福祉タクシー1台認可。
平成8年2月	柏自動車株式会社(現・大和自動車王子株式会社)を買収。(現・連結子会社)
平成9年3月	ブルーラインタクシーより効率向上車両へ21台認可。
平成10年4月	警備業として「あんしんネットワーク」(緊急即時通報事業)サービスを開始。
平成12年3月	福祉タクシー1台増車により営業車両総数は992台となる。
平成13年2月	大和交通保谷有限会社を株式会社へ組織変更する。(現・大和交通保谷株式会社)
平成13年5月	羽田営業所を大田区に開設。
平成14年2月	期間限定車両28台全日稼働へ許可。
平成15年9月	王子営業所を北区に開設。
平成16年11月	羽田第一営業所を大田区に開設。
平成20年2月	テラス浦安を千葉県浦安市に開設。
平成20年5月	テラス銀座を東京都中央区に開設。
平成22年3月	本社を東京都江東区に移転。
平成23年5月	大和タクシー株式会社と大和交通株式会社が合併し、大和自動車王子株式会社(現・連結子会社)に商号変更。
平成23年10月	中央無線タクシー協同組合加盟23社との業務提携契約を締結。(現・信和事業共同組合)
平成23年12月	テラス府中を東京都府中市に開設。
平成24年11月	テラス弥生町を東京都板橋区に開設。
平成26年4月	会社分割(簡易新設分割)により、大和自動車交通羽田株式会社、大和自動車交通江東株式会社、大和自動車交通立川株式会社を設立して持株会社体制に移行。(現・連結子会社)
平成27年4月	会社分割(簡易新設分割)により、大和自動車交通ハイヤー株式会社を設立。(現・連結子会社)
平成29年9月	株式会社モーションとの資本・業務提携契約を締結。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社12社、持分法非適用関連会社2社で構成され、旅客自動車運送事業、不動産事業、燃料・資材の販売事業を主な内容とし、更に各事業に関連する自動車メーター機器の販売及び金属製品の製造販売等の事業活動を展開しております。

事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付け並びにセグメントとの関連は、次のとおりであります。

なお、以下に示す区分は「第5 経理の状況 1(1) 連結財務諸表 注記」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

区分	事業内容	主要な会社
旅客自動車運送事業	ハイヤー業、運行管理業	大和自動車交通ハイヤー(株)、大和自動車交通江東(株)、大和自動車王子(株)
	タクシー業	大和自動車交通羽田(株)、大和自動車交通江東(株)、大和自動車(株)、大和自動車王子(株)、大和自動車交通立川(株)、大和交通保谷(株)
不動産事業	賃貸、売買、仲介、管理、清掃業務等	当社、(株)スリーディ
販売事業	燃料・資材販売	大和物産(株)
	金属製品製造販売	大和工機(株)
	自動車メーターの販売・修理	日本自動車メーター(株)

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 大和自動車交通羽田株式会社	東京都大田区	10	旅客自動車 運送事業	100.0	タクシー業 当社より建物の賃貸 役員の兼任等...有
大和自動車交通江東株式会社 (注)3	東京都江東区	10	旅客自動車 運送事業	100.0	ハイヤー業、タクシー業 当社より建物の賃貸 役員の兼任等...有
大和自動車株式会社(注)2、3	東京都江東区	54	旅客自動車 運送事業	100.0	タクシー業 当社より建物の賃貸及び債務保証 役員の兼任等...有
大和自動車王子株式会社	東京都北区	10	旅客自動車 運送事業	100.0	ハイヤー業、タクシー業 当社より建物の賃貸 役員の兼任等...有
大和自動車交通立川株式会社	東京都立川市	10	旅客自動車 運送事業	100.0	タクシー業 当社より建物の賃貸 役員の兼任等...有
大和交通保谷株式会社	東京都西東京市	10	旅客自動車 運送事業	100.0	タクシー業 当社より建物の賃貸 役員の兼任等...有
大和自動車交通ハイヤー株式会 社(注)2、3	東京都中央区	10	旅客自動車 運送事業	100.0	ハイヤー業 当社より建物の賃貸 役員の兼任等...有
株式会社スリーディ	東京都中央区	30	不動産事業	100.0	不動産の売買、賃貸、管理、清掃 当社より建物の賃貸 役員の兼任等...有
大和物産株式会社(注)3	東京都江東区	30	販売事業	100.0	燃料・資材の供給 当社より建物の賃貸及び債務保証 役員の兼任等...有
日本自動車メーター株式会社	東京都江東区	20	販売事業	85.3	タクシーメーターの販売及び修理 当社より建物の賃貸及び債務保証 役員の兼任等...有
大和工機株式会社	山梨県笛吹市	45	販売事業	100.0	管継材料の製造販売 当社より債務保証 役員の兼任等...有
株式会社大和自動車教習所 (注)4	東京都小金井市	30		100.0	役員の兼任等...有

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)が連結売上高の10%を越える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。また、大和自動車(株)は記載のとおり債務超過となっております。

会社名	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
大和自動車交通江東(株)	3,725	81	51	93	696
大和自動車交通ハイヤー(株)	2,529	70	45	191	982
大和物産(株)	2,319	15	15	1,039	2,269
大和自動車(株)	2,197	27	14	274	533

4 平成22年1月31日付で閉鎖しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
旅客自動車運送事業	1,923
不動産事業	35
販売事業	121
全社(共通)	107
合計	2,186

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 「全社(共通)」は特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
128	44.0	11.4	4,900,028

セグメントの名称	従業員数(名)
旅客自動車運送事業	17
不動産事業	4
全社(共通)	107
合計	128

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 「全社(共通)」は特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社及び一部の連結子会社には、大和自動車交通労働組合が組織(組合員数1,307名)されており、関東旅客自動車交通労働組合連合会に属しております。また、連結子会社の一部(組合員数249名)は全国自動車交通労働組合総連合会に属しております。

なお、労使関係については特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、創業以来「和」の精神を企業理念として掲げ、顧客満足(CS)を第一に、営業の効率化と原価意識の徹底により、増収増益を図る組織体制と経営基盤の確立を目指し、旅客運送事業等の運営により、社会発展に貢献することを経営の基本方針としております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、収益力と財務体質の向上を経営目標とし、経常収益基盤の確立強化に努めるとともに財務体質の改善を図ります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、ハイヤー・タクシー部門の事業所を大型化する事により効率化を図り、大口法人得意先の需要を確保し安定した収支を確立するとともに、立地条件に恵まれた事業所の立体化利用による収益基盤の確保を図ってまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、引き続きわが国経済は緩やかな回復基調が続くことが期待されるものの、世界経済においては米国の経済政策や北朝鮮情勢の地政学的リスクに対する懸念など、不安定な動向もあり景気の先行きに不透明感が漂う状況が続くものと思われまます。ハイヤー、タクシー業界におきましても、原油価格の動向や海外アプリの日本市場参入の動向等、不透明な経営環境が続くものと予想されます。

その様な状況の中、当社グループといたしましては、2016年4月より取り組みを開始しております3ヶ年中期経営計画“Start80”の計画最終年である平成31年3月期に向け、各事業の独立採算意識の向上と責任体制の明確化を図り、目まぐるしく変化する経営環境において柔軟かつ的確に判断・対応して、持続可能な事業の確立を推進してまいります。

営業面では、IT等の最新鋭の技術を駆使して各種ニーズに合わせたサービスの開発と提供を図るとともに、安全マネジメントの遂行・法令遵守を推進し、さらに「大和のおもてなし」教育から生まれる総合的な質の高い利用者サービスの向上に努めます。また、乗務員不足への対応に関しましても、優良な乗務員の採用に注力する他、新卒採用や女性の採用も進め、稼働率と売上高の向上に努めます。

車両点検整備についても注力し、安全輸送への努力と利用者のニーズに対応し、グループ内の全事業所でグリーン経営認証(環境対応度評価制度)を維持・推進し、環境への貢献に努めてまいります。

不動産事業におきましては、テナントの要望に沿った施設の改善に努め、さらに不動産の有効活用を進めます。

販売事業といたしましては、ガソリン及びLPGの市況は引き続き不透明な状況が続いておりますが、事業の効率化をより一層進めてまいります。

当社グループの総力を挙げて、以上の諸施策を実施することにより、収支の改善、安定した企業基盤固めを推進してまいります。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。)並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号口(2))の一つとして、下記の通り、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」といいます。)を導入しております。

「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

・基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、経営の基本方針としては、大和の「和」の精神に基づき、顧客満足(CS)を第一とし、事業の効率化と原価意識を徹底することにより、経営基盤を確立し全従業員の物心両面の幸福を実現するとともに、社会発展に貢献する、としております。

旅客自動車運送事業におきましては、今後の情報技術や自動車関連技術のさらなる発展による事業構造の大きな変化の流れに対応していくため、平成28年4月を初年度とする3ヶ年中期経営計画“Start80”を策定し、取組みを開始しております。営業面では、ハイヤー部門は、社内外の情報連携を強化し、福祉関係も含めた新規顧客開拓の営業活動に注力し、優良顧客と富裕層、シニア層の取込及び利益体質の強化に努めております。特に福祉・介護事業は、車椅子のままご利用できるワンボックスタイプの福祉車両、移動支援等、親切・丁寧なサポートを心がけております。タクシー部門は、最新の装備とお客様を第一に考える「大和のおもてなし」のサービスにより、安全性の確保と快適な車内空間の実現を推進しております。具体的には、妊婦さん向け送迎サービスの「たまごタクシー」、ハイグレードのサービスと快適な車内空間を提供する「プレミアムタクシー」、東京の名所・旧跡めぐりお客様だけの上質なひとときを提供する「観光タクシー」などを展開し、提携各社と相互の発展を目指しております。また、初乗り運賃を410円に引き下げたことを始めとして、相乗りタクシーや事前確定運賃の検討等、お客様の利便性の向上につながるサービスを適時提供してまいります。そのほか各種カードでの支払い、自動配車受付サービス(IVR)やスマートフォン配車等サービスの多様化に取り組み、乗り心地の良いハイグレード車を配備しております。さらに、環境対策としてはクリーン燃料であるLPガスの使用やハイブリッド車(次世代自動車であるLPGハイブリッド車を含む)の導入、車両点検整備体制を推進してまいります。

不動産事業は、テナントの要望に沿った施設の改善と当社基準の品質管理を徹底し、高度な品質の維持、サービスの向上に努めております。

販売事業におきましては、社内経費の節減に努めるとともに、自動車燃料販売部門は顧客へのきめ細かいサービスの提供を推進しております。金属製品製造販売部門はISO9001を継続取得し、さらなる製品の品質向上を進めてまいります。

以上の諸施策を実施するとともに、環境に配慮した「グリーン経営」を継続し、「環境にやさしい企業」を目指して更なる安定した景気変動に影響されない経営管理体制を確立していくことで、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主共同利益の向上を図ってまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。

当社では、取締役会を社外取締役2名を含む取締役9名で構成し、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、執行委員間において稟議書等の事前チェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告しております。常務会は、業務執行上の重要案件の統制及び監視を行っております。経営委員会は毎週一度開催され各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

さらに、監査役は、取締役会へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

また、平成30年3月末日現在における当社大株主の状況は、「第4 提出会社の状況 (7) 大株主の状況」の通りであり、同時点において、当社役員及びその関係者等によって当社の発行済株式の40.0%が保有されております。ただし、世間一般で敵対的な買収に関する認識が高まり、それに対する防衛的観点からの取り組みが進む中で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のある買収提案に対して、全くの無防備では企業価値の向上の観点から好ましくないと考えられます。また、当社は公開会社として、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株券等が転々譲渡されることは勿論のこと、現時点の当社の大株主の中には個人株主が含まれ、その各々の事情に基づき今後当社の株券等を譲渡その他の処分をしていく可能性は否定できません。これらの事由に鑑みると、当社の発行する株式の流動性がさらに増し、今後当社及び当社の企業価値・株主共同の利益に反する株券等の大規模な買付がなされる可能性が存するということができます。なお、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

対象となる大規模買付行為

本プランは以下の()又は()に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

()当社が発行者である株券等(注1) 保有者(注2)の株券等保有割合(注3)20%以上となる買付け

()当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株券等の株券等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注)

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下()において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

()買付者等の概要

(イ)氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ)代表者の役職及び氏名

(ハ)会社等の目的及び事業の内容

(ニ)大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ)国内連絡先

(ヘ)設立準拠法

()買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

()買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(注8)その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

(注)

8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

本必要情報の提供

上記の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日(注9)（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記()(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- ()買付者等及びそのグループ（共同保有者(注10)、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- ()大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付け等を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- ()大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- ()大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- ()大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ()買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ()買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- ()大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ()大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ()当社の他の株主との間に利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については適切に開示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(注)

9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の()又は()の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- ()対価を現金（円価）のみとする当社全株券等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

() 其他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記()()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会の評価検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の()ないし()に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

() 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、独立委員会は、当社大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

() 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当すると判断され、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の内容及びその発動の是非に関し、株主の意思を確認すべき旨を勧告するものとします。

株主意思の確認

独立委員会が、上記()に従い、対抗措置の内容及びその発動の是非に関し、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、株主意思の確認手続きとして、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下株主意思確認総会といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続きを行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

取締役会の決議

当社取締役会は、 に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は に定める株主意思確認総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、()買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は()対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でない認められる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

大規模買付行為の開始

買付者等は、上記 から に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1) に記載の決議に基づき発動する対抗措置の一つとしては、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1) に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1) に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止した場合又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1.に記載の通り、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付行為がなされた場合に独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合、及び独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2.(1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2.(1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以上

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 一般的なリスク

当社は、国際・国内情勢の変化にともなう景気変動や物価変動等の事業上のリスクにさらされており、それらリスクにより業績が左右されるおそれがあります。

(2) 当社グループの事業の構成比について

また、当社グループにおいて、旅客自動車運送事業がグループ全体の売上高に占める割合は約75%であり、その大半を同事業に依存しております。これらの事業を営む会社につきましては、道路運送法、その他関連法令等により事業内容が規定されており、それらの関連法令の改正により業績が左右されることがあります。

(3) 労働力確保のリスク

旅客自動車運送事業においては、サービスの提供に乗務員の確保が不可欠であり、紹介制度の充実、労働環境の整備・改善を通じて良質な乗務員の確保に努めております。乗務員確保の状況によっては、業績が左右されることがあります。

(4) 事故のリスク

旅客自動車運送事業においては、交通事故による賠償費が発生するリスクがあります。当社グループにおいては、所属全車につき賠償保険及び任意保険に加入し、事故関連費用の平坦化をはかるとともに、全社を挙げて安全運転、法令遵守を励行し、交通事故の防止に努めております。

(5) 退職給付発生リスク

旅客自動車運送事業においては、従業員の平均年齢が高いことなどにより、退職者が多く発生し、一時に退職給付に係る支出が発生するリスクがあります。当社グループにおいては、労働環境の整備・改善を通じて定着率の向上に努めております。

(6) 資金調達に係る財務制限条項について

当社の資金調達に係るシンジケートローン契約には、財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し期限の利益喪失請求が行われた場合には、資金繰りの悪化により当社及び当社グループの将来の成長、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。当該条項は、株主資本及び経常利益に係る条項であります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境や企業収益の改善と外国人観光客によるインバウンド需要増などにより個人消費の改善が見られ景気は緩やかな回復基調にあるものの、依然労働需給がひっ迫している状況であります。また、世界経済においては主要国の金融政策や地政学的リスクの高まり等により依然として先行き不透明な状況であります。

その様な環境の中、当社グループといたしましてはハイヤー・タクシー業界での今後の情報技術や自動車関連技術の更なる発展による事業構造の大きな変化への対策として、3ヶ年中期経営計画“Start80”の第2期目を推進しております。

タクシー部門は、ユニバーサルデザイン対応型の新型タクシー車両(ジャパンタクシー)の導入を開始しております。また安全性の確保と快適性を備えた車内空間の提供に向けIP無線システムやタブレット端末等の導入を検討するなど業界最高水準の品質を目指しています。2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い国内外の様々なお客様への「おもてなし」を更に向上させるべくきめ細かい教育・講習をドライバーに実施し、お客様を第一とするサービスの提供を強化しております。また、東京無線協同組合及びチェッカーキャブ無線協同組合との三社共同配車アプリの開発やソニー株式会社、ソニーペイメントサービス株式会社と当社を含めたタクシー7社で新会社、みんなのタクシー株式会社を設立し、AI技術を活用した配車システムや決済代行サービスなどにより、より一層お客様の利便性の向上につなげてまいります。

ハイヤー部門は官公庁や大手企業を中心にお客様の信頼を頂き、既存取引先との深化を図ると同時に社内外の情報連携をより強化し、また福祉や介護も含めた新規顧客開拓の営業活動に注力し、優良顧客と富裕層、シニア層の取込及び利益体質の強化に努めております。

当連結会計年度における売上高は、16,729百万円と前年同期比1.7%の増となりましたが、経費面では前期に比して燃料単価の増加、また引き続き乗務員募集活動の強化による新規採用乗務員研修費等の増加があり、その結果営業利益は561百万円（前年同期比17.2%減）、経常利益は506百万円（前年同期比10.6%減）となりました。平成30年3月に予定通り引渡しを完了いたしました飯田橋デルタビル等の固定資産売却益387百万円を特別利益に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は622百万円（前年同期比72.2%増）となりました。

また当社の中期経営計画にて、定量目標として掲げている自己資本当期純利益率（ROE）は当連結会計年度において8.1%、1株当たり当期純利益は当連結会計年度において150.7円と、2018年度末時点の目標を達成しておりますが、有利子負債は2017年度に自己株式取得資金として600百万円を借り入れたため、2016年3月期比で940百万円の削減に留まっております。この状況下、2019年3月末の定量目標である2,000百万円の削減の達成は現状厳しいものと考えております。

セグメントの業績は、次の通りであります。

旅客自動車運送事業

旅客自動車運送事業では、引き続き「安心・安全・おもてなし」を主軸とした営業指導に注力し営業力強化に取り組んでおります。

タクシー部門は、実車率が増加（前年同期比1.8%増）し、全6タクシー子会社の売上高は9,686百万円（前年同期比1.3%増）となりました。ただし依然厳しい稼働率の向上に向けては新卒乗務員、女性乗務員の募集を含め引き続き強化し取り組んでおります。また、昨年8月には事前確定運賃、本年1月には相乗りタクシーの実証実験に参加し、ライドシェア対策11項目について率先して取り組んでまいります。さらに東京無線協同組合及びチェッカーキャブ無線協同組合との間で三者共同配車アプリの開発を行うほか、ソニー株式会社、ソニーペイメントサービス株式会社と当社を含めたタクシー7社で新会社、みんなのタクシー株式会社を設立し、タクシーの需要予測にAI技術を活用した配車システムや決済代行サービスなど多様なサービスの充実を図ります。加えてタクシー業界初となる試みとして自動運転の実証実験を実施し、新たな移動サービスの提供を目指してまいります。

ハイヤー部門は得意先企業の環境の変化に柔軟に対応し価格競争の影響のある中、インバウンドビジネスを含めた多種にわたる顧客開拓の営業活動を展開してまいりましたが、売上高は2,529百万円（前年同期比1.6%減）となりました。また、福祉輸送の新規契約による車両購入及び設備投資と新規入社乗務員増による人件費の増加がありました。その結果、旅客自動車運送事業売上高は12,467百万円（前年同期比1.7%増）、営業利益は5百万円（前年同期比76.2%減）となりました。

不動産事業

不動産事業では、テナントの要望に沿った施設の改善と当社基準の品質管理を徹底し事業収益の増強を進めてまいりました。また大手仲介不動産会社を始め各物件所在地元不動産業者との情報交換を積極的に進めた結果、95%以上の稼働率を維持しております。また財務体質の改善・強化を図るべく、飯田橋デルタビルを平成30年3月に売却いたしました。その結果、不動産事業売上高は975百万円（前年同期比4.2%増）、営業利益は396百万円（前年同期比10.8%減）となりました。

販売事業

販売事業では、自動車燃料販売部門で依然として販売価格の上昇により売上高と仕入原価が上昇しており、諸経費の削減、効率化に努めるとともに顧客へのより一層のきめ細かいサービスの提供を推進するなど営業を強化してまいりました。金属製品製造販売部門は、集合住宅の建設が伸び悩んだことに伴い、住宅部材の受注が減少し、利益率が低下しました。その結果、販売事業売上高は3,286百万円（前年同期比0.9%増）、営業利益は113百万円（前年同期比29.7%減）となりました。

（注）売上高に消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態

資産

当連結会計年度の総資産は22,147百万円となり、前連結会計年度末に比べ263百万円の増加となりました。これは建物及び構築物が483百万円減少するなどの結果、固定資産が412百万円減少したものの、現金及び預金が670百万円増加するなどの結果、流動資産が675百万円増加したことなどによるものであります。

負債

負債は前連結会計年度末に比べ363百万円減少の14,064百万円となりました。これはシンジケートローンの借り換えなどにより、短期借入金が3,567百万円減少し、長期借入金が増加するなどの結果、流動負債が2,636百万円減少し、固定負債が増加したことなどによるものであります。

純資産

純資産は前連結会計年度末に比べ626百万円増加の8,082百万円となりました。これは利益剰余金が増加したことなどによるものであります。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末の33.8%から36.3%に増加しております。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は1,694百万円となり、前連結会計年度に比べ659百万円増加いたしました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度において営業活動による資金の収入は1,095百万円(前年同期比68百万円増)となっております。その主たる要因は、税金等調整前当期純利益が907百万円であったことによります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度において投資活動による資金の収入は582百万円(前連結会計年度は86百万円の支出)となっております。主たる要因は、飯田橋デルタビル等の固定資産の売却による収入が893百万円であったことによります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度において財務活動による資金の支出は1,018百万円(前年同期比740百万円減)となっております。主たる要因は、シンジケートローンの借り換えによる長期借入金の純減額が522百万円であったことによります。

その他

当連結会計年度において、ユニバーサルデザイン対応型の新型タクシー車両(ジャパンタクシー)をグループ全体で141台、ファイナンス・リースによって導入し、今後も導入を進めてまいります。その結果、財務活動によるキャッシュ・フローの支出が増加する可能性があります。一方で燃費が大幅に向上するため、燃料価格の変動リスクが低減されます。

(4) 生産、受注及び販売の状況

当社グループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、また受注生産形態をとらない事業も多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「(1) 経営成績」におけるセグメントの業績に関連付けて示しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社及び連結子会社では、全社一体となって諸施設の合理的な活用を行うことを基本としており、当連結会計年度においては賃貸ビル修繕等で598百万円の設備投資を行いました。

セグメントごとについて示すと、旅客自動車運送事業においては主に車両代替を中心に499百万円、不動産事業においては賃貸ビルの維持管理を中心に60百万円、販売事業においては通常の維持管理を中心に34百万円の設備投資を行っております。

また、当連結会計年度において、財政状態の改善・強化を目的として所有資産の再編成を見直し、飯田橋デルタビル等の当社保有の固定資産を売却し、固定資産売却益387百万円（連結ベース）を特別利益に計上しました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額							従業員数 (名)
			車両 (百万円)	建物及び 構築物 (百万円)	機械及び 什器備品 (百万円)	土地 (百万円)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
大和自動車交通江東 他各営業所 (東京都江東区、 大田区、立川市)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	-	266	4	1,320 (5,323.71)	0	-	1,591	17
王子ビル他 各賃貸施設 (東京都中央区、 江東区、板橋区、 北区他)	不動産事業	その他 設備	-	4,970	47	7,279 (18,865.66)	-	0	12,298	4
すいらん荘 保養所施設 (静岡県熱海市)	全社管理	その他 設備	-	0	0	31 (784.99)	-	0	31	-
本社 (東京都江東区)	全社管理	その他 設備	0	169	7	171 (190.15)	11	58	417	107

- (注) 1 上記中のうち「その他」は、無形固定資産及び建設仮勘定の合計であります。
2 上記中、土地欄の()内は面積(m²)であります。
3 帳簿価額は、未実現利益控除前の金額であります。

(2) 国内子会社

平成30年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額							従業員数 (名)
				車両 (百万円)	建物及び 構築物 (百万円)	機械及び 什器備品 (百万円)	土地 (百万円)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
大和自動車交通 羽田(株)	本社営業所 (東京都大田区)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	0	-	1	-	52	0	54	175
大和自動車交通 江東(株)	本社営業所 (東京都江東区)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	1	-	0	-	203	0	205	575
大和自動車(株)	本社営業所 (東京都江東区)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	0	0	0	136 (4,000.00)	142	0	279	355
大和自動車 王子(株)	本社営業所 (東京都北区)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	0	3	1	-	121	0	127	273
大和自動車交通 立川(株)	本社営業所 (東京都立川市)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	0	-	0	-	26	0	27	142
大和交通保谷(株)	本社営業所 (東京都西東京市)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	0	88	1	-	15	0	106	75
大和自動車交通 ハイヤー(株)	各営業所 (東京都中央区、 千代田区)	旅客自動車 運送事業	その他 設備	38	9	1	-	404	4	458	321
大和物産(株)	清澄スタンド他 各事業所 (東京都江東区、 世田谷区、墨田区)	販売事業	その他 設備	1	94	7	1,249 (4,334.23)	-	19	1,372	34
大和工機(株)	本社営業所 (山梨県笛吹市)	販売事業	その他 設備	4	84	41	450 (9,813.69)	119	0	700	81
日本自動車 メーター(株)	本社営業所他 各営業所 (東京都江東区、 新宿区、府中市、 千葉県浦安市)	販売事業	その他 設備	0	35	62	488 (1,826.60)	-	0	586	6

- (注) 1 上記中のうち「その他」は、無形固定資産及び建設仮勘定の合計であります。
2 上記中、土地欄の()内は面積(m²)であります。
3 帳簿価額は、未実現利益控除前の金額であります。
4 日本自動車メーター(株)の土地には、全面時価評価法による評価差額が含まれております。
5 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	セグメント の名称	資産の 種類	台数	リース期間	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
大和自動車交通 ハイヤー(株)他	旅客自動車 運送事業	車両	306	1~2年間	45	13

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社及び連結子会社の設備投資は賃貸ビル等の取得及び改修工事を中心に計画しております。なお、設備計画は原則的に連結子会社が個別に策定しておりますが、提出会社を中心に調整を図っております。

(1) 新設

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額	既支払額		着手	完了
				(百万円)	(百万円)			
大和自動車交通(株) 他	東京都 江東区他	旅客自動車 運送事業	IP無線 システム他	368	-	ファイナンス・ リース	平成30年 4月	平成31年 3月
大和自動車交通(株) 他	東京都 江東区他	旅客自動車 運送事業	ソフト ウェア他	127	-	自己資金 及び借入金	平成30年 4月	平成31年 3月

(2) 改修

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額	既支払額		着手	完了
				(百万円)	(百万円)			
大和自動車交通(株) 羽田他	東京都 大田区他	旅客自動車 運送事業	その他の 設備	25	-	自己資金	平成30年 4月	平成31年 3月
大和自動車交通(株) アルテビル東神田 他 各賃貸施設	東京都 千代田区 他	不動産事業	その他の 設備	123	-	自己資金	平成30年 4月	平成31年 3月

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

(注) 平成29年6月29日開催の第110期定時株主総会の決議により、平成29年10月1日付で当社普通株式2株を1株とする株式併合に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は20,000,000株減少し、20,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,250,000	5,250,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数：100株 完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	5,250,000	5,250,000		

(注) 1. 平成29年6月29日開催の第110期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で当社普通株式2株を1株に併合いたしました。これにより、発行済株式総数は5,250,000株減少し、5,250,000株となっております。

2. 平成29年6月29日開催の第110期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年10月1日 (注)	5,250,000	5,250,000		525		2

(注) 株式併合(2:1)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		10	17	28	9	1	658	723	
所有株式数(単元)		12,890	270	7,711	66	18	31,495	52,450	5,000
所有株式数の割合(%)		24.58	0.51	14.70	0.13	0.03	60.05	100	

(注) 1. 自己株式1,010千株は、「個人その他」に10,109単元、「単元未満株式の状況」に38株含まれております。なお、株主名簿等記載上の株式数と平成30年3月31日現在の実質所有株式数とは同一であります。

2. 平成29年6月29日開催の第110期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で1単元の株式数は1,000株から100株となっております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
新倉 文明	東京都杉並区	422	9.97
太陽生命保険株式会社	東京都中央区日本橋2-7-1	375	8.85
東都自動車株式会社	東京都豊島区西池袋5-13-13	350	8.27
吉田 満	東京都中野区	316	7.46
第一生命保険株式会社	東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟 (常代)資産管理サービス信託銀行株式会社	275	6.49
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1-26-1	168	3.98
安田 一	大阪府枚方市	150	3.54
新倉 眞由美	東京都杉並区	140	3.31
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	130	3.07
株式会社白亜	東京都港区赤坂2-4-1	128	3.02
計		2,456	57.95

(注) 1. 上記のほか、当社所有の自己株式1,010千株(19.26%)があります。

2. 役員報酬B I P信託が保有する当社株式(108千株)は、上記1.の自己株式には含まれておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,010,900		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,234,100	42,341	同上
単元未満株式	普通株式 5,000		同上
発行済株式総数	5,250,000		
総株主の議決権		42,341	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式108,000株(議決権の数 1,080個)が含まれております。
2. 平成29年6月29日開催の第110期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で普通株式2株を1株とする株式併合を実施しました。これにより発行済株式総数は10,500,000株から5,250,000株となっております。
3. 平成29年6月29日開催の第110期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 大和自動車交通株式会社	江東区猿江2 - 16 - 31	1,010,900		1,010,900	19.26
計		1,010,900		1,010,900	19.26

- (注) 役員報酬B I P信託が保有する当社株式108千株は、上記自己保有株式数には含まれておりません。
なお、当該株式数は「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

1. 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の概要

当社は、平成28年6月29日開催の第109回定時株主総会において、当社取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)へのインセンティブプランとして、平成28年度から業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議いたしました。本制度は取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とした報酬制度であります。

具体的には、役員報酬B I P(Board Incentive Plan)信託(以下「B I P信託」という。)と称される仕組みを採用し、あらかじめB I P信託により取得した当社株式を各事業年度の業績目標の達成度等に応じて当社取締役に交付します。

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に当社株式の交付を受けるものとします。なお、取締役が在任中に死亡した場合、当該取締役の相続人が受けるものとします。

(B I P 信託契約の内容)

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	平成28年8月22日
信託の期間	平成28年8月22日～平成31年8月31日
制度開始日	平成28年8月22日
議決権行使	行使しないものとします。
取得株式の種類	当社普通株式
信託金の上限額	200百万円（信託報酬及び信託費用を含む。）
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

(信託・株式関連事務の内容)

信託関連事務	三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行います。
株式関連事務	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行います。

2. 取締役が取得する予定の株式の上限総数
上限330,000株（信託期間3年間）
3. 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
取締役のうち受益者要件を充足する者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	117	149,819
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	1,010,938		1,010,938	

(注) 1. 当期間における保有自己株式には、平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

2. 役員報酬BIP信託が保有する当社株式108,000株は、上記保有自己株式数には含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対し安定的かつ継続的な利益還元を行うことを基本としており、企業体質の改善、経営基盤の強化をはかりながら業績に裏づけられた成果の配分を実施したいと考えております。従って利益配分の基本方針として配当は業績に応じて決定することを原則といたしております。

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、中間配当金2円、期末配当金4円としております。また、内部留保資金につきましては、今後の設備投資等の資金需要に備えることといたします。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成29年11月10日 取締役会	16	2.0
平成30年6月28日 定時株主総会	16	4.0

「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金432千円がそれぞれ含まれております。

平成29年11月10日取締役会決議における1株当たり配当額は、基準日が平成29年9月30日であるため、平成29年10月1日付の株式併合前の金額を記載しております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第107期	第108期	第109期	第110期	第111期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	624	551	610	593	527 (2,491)
最低(円)	336	345	451	428	458 (960)

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2. 平成29年6月29日開催の第110期定時株主総会の決議により、平成29年10月1日付で当社普通株式2株を1株とする株式併合を行いました。第111期の株価については株式併合前の最高・最低株価を記載し、()にて株式併合後の最高・最低株価を記載しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年 10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月
最高(円)	1,020	1,015	1,010	2,491	2,060	1,691
最低(円)	975	964	960	995	1,430	1,310

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率 8.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	最高業務 執行責任者 内部統制担当	前島 忻治	昭和21年1月2日生	昭和44年4月 平成7年11月 平成7年11月 平成9年6月 平成17年6月 平成19年6月 平成27年6月	株式会社太陽銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 当社入社 当社関連事業部次長 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 当社代表取締役社長就任(現)	H29.6 から H31.6	15
専務取締役	営業本部長 営業企画、 ハイヤー事業、 タクシー事業、 安全管理担当	大塚 一基	昭和35年7月1日生	昭和59年4月 平成25年5月 平成25年10月 平成26年4月 平成26年6月 平成27年6月 平成30年6月	株式会社太陽神戸銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 当社入社 当社執行役員総合企画部長 当社執行役員営業企画部長 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任(現)	H30.6 から H32.6	1
専務取締役	管理本部長 総務・労務、 予算管理、 経理・財務担当	齋藤 康典	昭和35年11月22日生	昭和61年3月 平成13年11月 平成17年7月 平成19年6月 平成26年6月 平成27年6月 平成30年6月	当社入社 当社人事課長 当社総務部次長 当社執行役員総務部長 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任(現)	H30.6 から H32.6	12
取締役	ハイヤー事業 統括部長	石塚 重勝	昭和26年5月28日	昭和49年6月 平成10年2月 平成19年6月 平成21年5月 平成26年4月 平成27年6月	当社入社 当社日本橋営業所所長 当社ハイヤー部次長 当社執行役員ハイヤー部長 当社執行役員ハイヤー事業統括部長 当社取締役就任(現)	H29.6 から H31.6	1
取締役	経理部長 経理、財務担当	加藤 雄二郎	昭和37年10月17日生	昭和58年4月 平成16年6月 平成20年8月 平成21年5月 平成27年6月	当社入社 当社財務課課長 当社経理部次長兼内部統制室長 当社執行役員経理部長兼内部統制室長 当社取締役就任(現)	H29.6 から H31.6	1
取締役	タクシー事業 統括部長 安全管理部長	小山 哲男	昭和34年7月30日生	昭和55年9月 平成15年2月 平成24年6月 平成25年6月 平成26年4月 平成27年6月	当社入社 当社世田谷営業所所長 当社タクシー部長 当社執行役員タクシー部長 当社執行役員タクシー事業統括部長兼安全管理部長 当社取締役就任(現)	H29.6 から H31.6	2
取締役		新倉 真由美	昭和30年1月5日生	平成17年11月 平成28年6月	著述業など(現) 当社取締役就任(現)	H30.6 から H32.6	140

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		大 泉 光 一	昭和33年 8月18日生	昭和57年 4月 第一生命保険相互会社入社（現第一生命保険株式会社） 平成12年 4月 第一生命情報システム株式会社 出向 DLプロジェクトグループ長 平成14年 4月 同社保険システム本部長 平成15年 6月 同社取締役 保険システム本部長 平成17年 4月 同社常務取締役 保険システム本部長 平成19年 4月 同社常務取締役 平成20年 4月 同社常務執行役員 平成21年 4月 同社取締役常務執行役員 平成22年 4月 同社取締役常務執行役員 経営企画部長 平成23年 6月 当社取締役就任(現) 平成26年 4月 第一生命情報システム株式会社取締役専務執行役員経営企画部長 平成27年 4月 同社代表取締役社長 平成30年 4月 第一生命保険株式会社 執行役員（現）	H29.6 から H31.6	-
取締役		横 山 輝 紀	昭和29年10月 1日生	昭和52年 4月 太陽生命保険相互会社（現太陽生命保険株式会社）入社 平成19年 4月 太陽生命保険株式会社 常務執行役員営業本部長 平成26年 4月 同社取締役 専務執行役員(現) 平成26年 4月 株式会社T&Dホールディングス取締役専務執行役員	H30.6 から H32.6	-
監査役 常勤		大 野 保 明	昭和16年 3月16日生	昭和40年 3月 当社入社 平成13年 3月 当社経理部長 平成14年 6月 当社取締役 平成17年 6月 大和交通株式会社（現大和自動車王子株式会社）専務取締役 平成23年 6月 大和工機株式会社監査役(現) 平成24年 6月 当社監査役就任(現)	H28.6 から H32.6	31

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役		鐵 義 正	昭和23年12月23日生	昭和51年11月	監査法人第一監査事務所(現新日本有限責任監査法人)入所	H28.6 から H32.6	-
				昭和56年8月	公認会計士開業登録		
				昭和62年5月	センチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人)社員		
				平成9年8月	センチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員		
				平成23年6月	新日本有限責任監査法人退職		
				平成24年6月	当社監査役就任(現)		
監査役		若 槻 治 彦	昭和16年5月29日生	昭和39年4月	株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行	H27.6 から H31.6	-
				平成11年6月	北総開発鉄道株式会社代表取締役社長		
				平成14年6月	帝都自動車交通株式会社代表取締役社長		
				平成19年6月	社団法人東京乗用旅客自動車協会副会長		
				平成27年6月	当社監査役就任(現)		
計							204

- (注) 1 取締役 大泉光一氏及び横山輝紀氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役 鐵義正氏及び若槻治彦氏は、社外監査役であります。
- 3 当社では取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と業務執行機能を明確に区分し経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
執行役員は7名で、社長 前島忻治、営業本部長 大塚一基、管理本部長 齋藤康典、ハイヤー事業統括部長 石塚重勝、経理部長 加藤雄二郎、タクシー事業統括部長 小山哲男、岩崎孝雄で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

イ 企業統治の体制とその体制を採用する理由

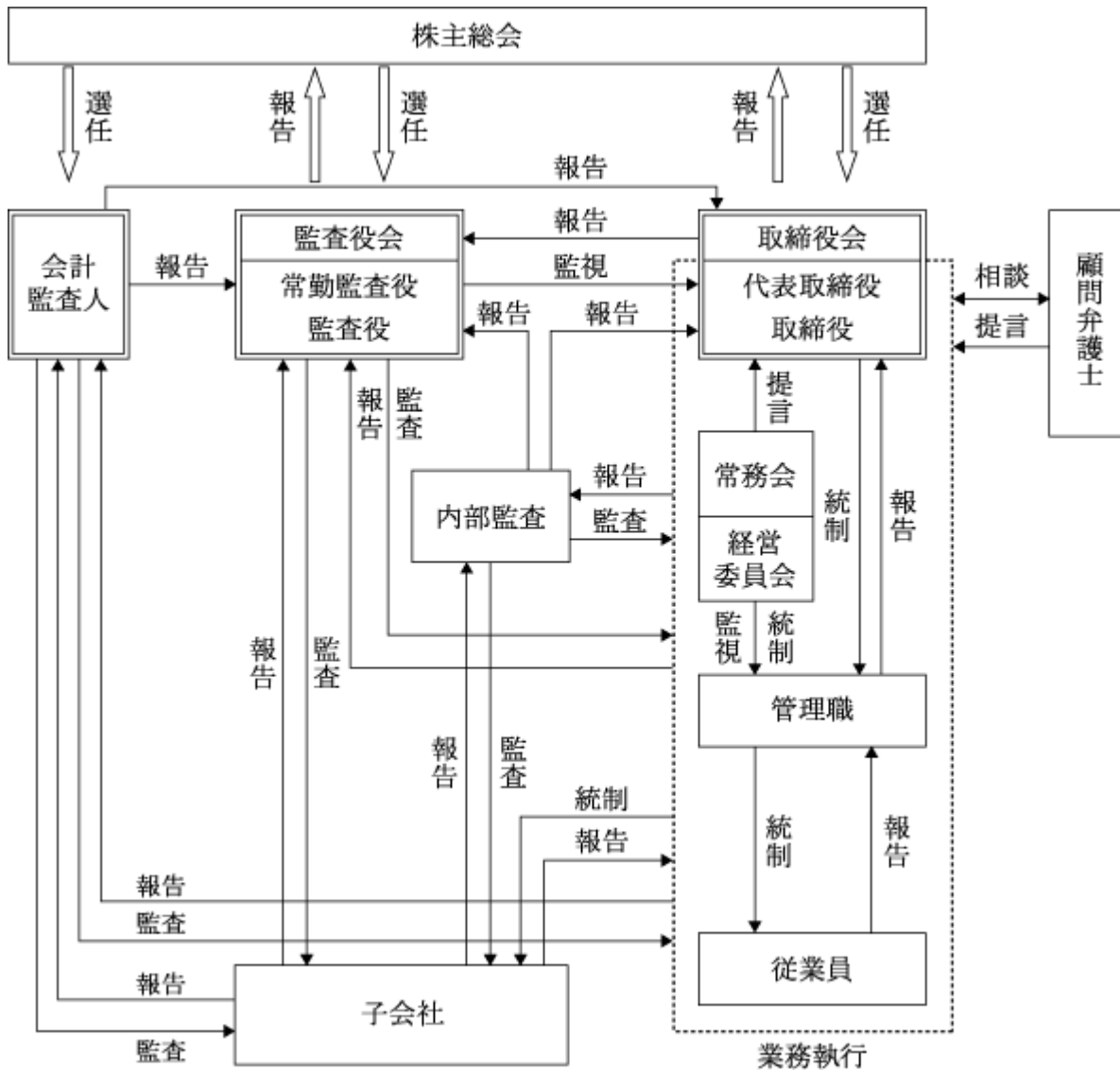
当社では、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みを通じて、継続的な企業価値の向上を果たすことが経営上の重要課題であると認識しております。今後も、効率的な業務執行及び監視体制の構築、コンプライアンスの強化、経営の透明性の確保に向けて、コーポレート・ガバナンスの構築を図り、必要な施策を実施していく所存でございます。

ロ 内部統制システムの整備の状況

当社では、取締役会を取締役9名で構成し、年12回以上開催しております。取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、執行役員間において稟議書等の事前チェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告しております。常務会は、業務執行上の重要案件の統制及び監視を行っております。執行役員からなる経営委員会は毎週一度開催され、管理職が行っている従業員の統制を経営委員会において統制及び監視するとともに、各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

さらに、監査役は、取締役会へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者及び監査法人与緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。



八 リスク管理体制の整備状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 企業行動憲章並びに企業行動基準を制定し、役職員の業務の遂行に係る法令順守体制を整備するとともに、企業倫理の確立を図っております。
- ・ 法令遵守基本規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、周知徹底に努め、役職員における法令・定款等の違反行為に対しては、規程に基づき厳正に処分しております。
- ・ 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報体制を整備しております。
- ・ 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応いたします。
- ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、すべての役職員は毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に努めております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 文書管理規程に基づき議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係わる情報を適切に作成、保存し、管理しております。
- ・ 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて規定された期間とします。
- ・ 取締役及び監査役は、必要に応じて随時これを閲覧することができます。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応いたします。
- ・ 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施します。

取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

・執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化します。

・職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等を制定し、業務を効率的に遂行します。

当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」及び「取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制」の記載事項について、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用します。

・グループ各社は、事業部門ごとに連携し、当社と情報共有を図ります。

・内部監査については、当社グループ各社に対して定期的を実施します。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、取締役会は監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置します。

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けません。

・監査役を補助すべき使用人の任命・人事異動、人事評価及び懲戒等については、監査役会の意見を尊重します。

監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場を設けます。

・内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換するなどし、情報交換及び緊密な連携を図ります。

・監査役を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力します。

取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告しております。

子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

・子会社の取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社担当部署に報告します。

・当社の子会社担当部署は、子会社の取締役及び使用人から著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役及び監査役会にその内容を報告します。

報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、報告をした者の人事異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができます。

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための事項

- ・ 監査役は、社内的重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保します。
- ・ 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができます。

二 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行を行わない取締役及び監査役が職務を遂行するに当たり、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。

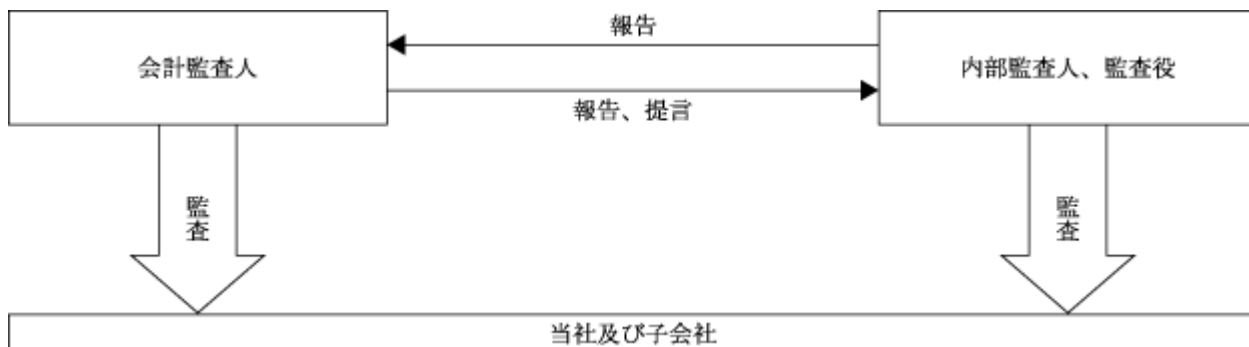
なお、当社は社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、同法第425条第1項の最低責任限定額を限度として、責任限定契約を締結しております。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、代表取締役社長に指名された内部監査担当者（内部統制室1名）が行っております。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から定期的かつ随時に業務報告を聴取する等を行い、取締役の業務執行を監査しております。監査役は代表取締役とも定期的に会合を持ち、幅広く意見を交換しております。監査役会では、監査役相互の情報共有を図ることにより、監査機能の充実に努めております。また、監査役は、定期的に内部監査担当者から、監査計画及び監査実施結果の報告を受けるとともに、意見交換を行い監査の参考としております。さらに、監査役は会計監査人からも同様に報告を受けるとともに、監査の品質管理体制について詳細な説明を受け、その妥当性を確認しております。

また、監査役は、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、子会社が行った無償の利益供与、会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては上記の監査方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査しております。



社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

イ 社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

取締役大泉光一は、企業経営等の豊富な知識・経験等をいかし、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として指定し、届け出ております。

取締役横山輝紀は、企業経営等の豊富な知識・経験等を当社の経営にいかしていただけるものと認識しております。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として指定し、届け出ております。

監査役鐵義正は、公認会計士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として指定し、届け出ております。

監査役若槻治彦は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として指定し、届け出ております。

なお、上記社外取締役及び社外監査役との間には、人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立性に関する基準を参考にして判断しております。

内部監査・内部統制の状況については、取締役会、監査役会及び内部監査担当者から適宜報告及び意見交換がなされており、また会計監査については会計監査人から報告を受けており、各監査との相互連携、関係維持を図っております。

□ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	株式報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	78	59	19	-	7
監査役 (社外監査役を除く。)	8	8	-	-	1
社外役員	10	10	-	-	4

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第108期定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月29日開催の第88期定時株主総会において年額21.6百万円以内と決議いただいております。

4. 取締役の業績連動型株式報酬(役員報酬BIP信託)は、平成28年6月29日開催の第109期定時株主総会において導入の決議をいただいております。

5. 当社は、平成27年6月26日開催の第108期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

□ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬の額の決定に関する方針

取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会で了承された方法により決定しております。

平成28年度から導入しております業績連動型株式報酬制度は、特に中長期的な業績の向上への貢献意識をより高めることを目的としており、各事業年度の業績目標の達成度等に応じて取締役(社外取締役を除く。)に当社株式を支給する制度であります。

監査役の報酬は、監査役会の協議により決定しております。

また、報酬額の水準につきましては、社員給与の最高額及び役員報酬の社会水準を勘案し、役員の任期につき職位ごとに決定しております。

株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である大和物産株式会社については以下のとおりであります。

イ 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
13銘柄 243百万円

□ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友商事(株)	52,375	78	取引関係維持のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	12,000	48	同上
(株)カナデン	22,000	23	同上
(株)IHI	67,095	23	同上
住友ゴム工業(株)	8,000	15	同上
東洋合成工業(株)	16,199	10	同上
JXホールディングス(株)	10,700	5	同上
(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	6,000	4	同上
(株)T&Dホールディングス	2,770	4	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	9,000	1	同上
(株)UACJ	5,778	1	同上
日糧製パン(株)	3,000	0	同上
第一生命ホールディングス(株)	100	0	同上

(注) JXホールディングス(株)以下は、貸借対照表計上額が提出会社の資本金の100分の1以下であります。上位13銘柄について記載しております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友商事(株)	53,917	96	取引関係維持のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	12,000	53	同上
東洋合成工業(株)	16,738	23	同上
(株)IHI	6,861	22	同上
住友ゴム工業(株)	8,000	15	同上
JXTGホールディングス(株)	10,700	6	同上
(株)T&Dホールディングス	2,770	4	同上
(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	6,000	4	同上
(株)UACJ	995	2	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	9,000	1	同上
日糧製パン(株)	300	0	同上
第一生命ホールディングス(株)	100	0	同上

(注) (株)T&Dホールディングス以下は、貸借対照表計上額が提出会社の資本金の100分の1以下であります。上位12銘柄について記載しております。

八 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

二 保有目的を変更した投資株式

該当事項はありません。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最大保有会社の次に大きい会社である当社については以下のとおりであります。

イ 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
17銘柄 347百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
第一生命ホールディングス(株)	33,400	66	取引関係維持のため
(株)T&Dホールディングス	27,900	45	同上
全日本空輸(株)	128,407	43	同上
明治ホールディングス(株)	2,599	24	同上
(株)資生堂	6,777	19	同上
三井化学(株)	20,628	11	同上
(株)カナデン	8,000	8	同上
NSユナイテッド海運(株)	16,000	3	同上
高木証券(株)	10,000	2	同上
(株)大和証券グループ本社	1,000	0	同上

(注) NSユナイテッド海運(株)以下は、貸借対照表計上額が資本金の100分の1以下ではありますが、上位10銘柄について記載しております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
第一生命ホールディングス(株)	33,400	64	取引関係維持のため
全日本空輸(株)	13,885	57	同上
(株)T&Dホールディングス	27,900	47	同上
(株)資生堂	6,777	46	同上
明治ホールディングス(株)	2,694	21	同上
三井化学(株)	4,406	14	同上
(株)カナデン	8,000	11	同上
NSユナイテッド海運(株)	1,600	3	同上
(株)大和証券グループ本社	1,000	0	同上
SCSK(株)	11	0	同上

(注) NSユナイテッド海運(株)以下は、貸借対照表計上額が資本金の100分の1以下ではありますが、上位10銘柄について記載しております。

八 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

二 保有目的を変更した投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人を選任しており、同監査法人による適切な監査が実施されております。当該事業年度において監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員業務執行社員、藤原明、松尾浩明の2名であり、この他に補助者として公認会計士7名、その他8名が従事しております。

また、当社と同監査法人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額を限度額としております。

中間配当の決議機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己の株式の取得の決定機関

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	35	-	35	-
連結子会社	-	-	-	-
計	35	-	35	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関して特段の方針等は設けておりませんが、監査内容、監査日数等を勘案して個別に交渉し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に準拠して作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、財務経理部門にて会計基準等の動向を解説した機関紙を定期購読するなどし、連結財務諸表等の適正性確保に取り組んでおります。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,080	1,751
受取手形及び売掛金	1,368	4 1,338
有価証券	0	0
商品及び製品	51	85
仕掛品	18	26
原材料及び貯蔵品	72	53
前払金	31	35
前払費用	283	283
繰延税金資産	90	86
その他	99	114
貸倒引当金	24	27
流動資産合計	3,073	3,749
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	9,778	9,488
減価償却累計額	3 3,657	3 3,851
建物及び構築物（純額）	1 6,121	1 5,637
機械器具及び什器備品	1,178	1,193
減価償却累計額	3 975	3 1,034
機械器具及び什器備品（純額）	203	158
車両運搬具	194	183
減価償却累計額	3 130	3 136
車両運搬具（純額）	64	47
土地	1 10,228	1 9,984
リース資産	2,628	2,761
減価償却累計額	1,714	1,694
リース資産（純額）	914	1,066
有形固定資産合計	17,531	16,894
無形固定資産		
電話加入権	15	15
通信施設利用権	0	0
ソフトウェア	51	60
リース資産	12	9
その他	0	0
無形固定資産合計	80	86
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 2 534	1, 2 673
長期貸付金	29	78
繰延税金資産	177	168
その他	563	599
貸倒引当金	105	104
投資その他の資産合計	1,198	1,417
固定資産合計	18,810	18,398
資産合計	21,883	22,147

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	502	475
1年内償還予定の社債	1 120	1 870
短期借入金	1, 5 4,712	1, 5 1,144
リース債務	310	362
未払金	56	30
未払法人税等	88	294
未払消費税等	127	159
未払費用	821	768
前受金	26	32
賞与引当金	112	104
その他	254	255
流動負債合計	7,133	4,497
固定負債		
社債	1 1,920	1 1,050
長期借入金	1, 5 1,592	1, 5 4,637
リース債務	704	847
長期預り金	391	404
繰延税金負債	1,378	1,319
退職給付に係る負債	923	924
資産除去債務	234	236
株式報酬引当金	13	33
金利スワップ負債	59	54
その他	75	57
固定負債合計	7,293	9,567
負債合計	14,427	14,064
純資産の部		
株主資本		
資本金	525	525
資本剰余金	2	2
利益剰余金	8,027	8,615
自己株式	1,200	1,200
株主資本合計	7,354	7,942
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	119	158
繰延ヘッジ損益	41	38
退職給付に係る調整累計額	27	33
その他の包括利益累計額合計	51	86
非支配株主持分	50	52
純資産合計	7,455	8,082
負債純資産合計	21,883	22,147

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
売上高	16,453	16,729
売上原価	14,505	14,879
売上総利益	1,948	1,849
販売費及び一般管理費	1 1,270	1 1,287
営業利益	678	561
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	17	15
保険配当金	24	25
受取家賃	16	19
受取保険金	-	18
営業権売却益	-	15
その他	48	40
営業外収益合計	108	135
営業外費用		
支払利息	167	137
アドバイザー費用	-	35
その他	53	19
営業外費用合計	220	191
経常利益	566	506
特別利益		
固定資産売却益	2 12	2 387
投資有価証券売却益	8	14
その他	0	-
特別利益合計	21	402
特別損失		
固定資産除却損	3 0	3 1
厚生年金基金解散損失	62	-
特別損失合計	62	1
税金等調整前当期純利益	524	907
法人税、住民税及び事業税	177	342
法人税等調整額	15	60
法人税等合計	162	282
当期純利益	361	625
非支配株主に帰属する当期純利益	0	2
親会社株主に帰属する当期純利益	361	622

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
当期純利益	361	625
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	69	38
繰延ヘッジ損益	41	3
退職給付に係る調整額	47	5
その他の包括利益合計	19	35
包括利益	342	660
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	341	658
非支配株主に係る包括利益	0	2

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	525	2	7,716	267	7,976
当期変動額					
剰余金の配当			36		36
親会社株主に帰属する当期純利益			361		361
自己株式の取得				1,049	1,049
自己株式の処分			14	117	102
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			310	932	622
当期末残高	525	2	8,027	1,200	7,354

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	50		20	70	50	8,097
当期変動額						
剰余金の配当						36
親会社株主に帰属する当期純利益						361
自己株式の取得						1,049
自己株式の処分						102
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	69	41	47	19	0	19
当期変動額合計	69	41	47	19	0	641
当期末残高	119	41	27	51	50	7,455

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	525	2	8,027	1,200	7,354
当期変動額					
剰余金の配当			33		33
親会社株主に帰属する当期純利益			622		622
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			588	0	588
当期末残高	525	2	8,615	1,200	7,942

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	119	41	27	51	50	7,455
当期変動額						
剰余金の配当						33
親会社株主に帰属する当期純利益						622
自己株式の取得						0
自己株式の処分						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	38	3	5	35	2	38
当期変動額合計	38	3	5	35	2	626
当期末残高	158	38	33	86	52	8,082

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	524	907
減価償却費	872	721
貸倒引当金の増減額（ は減少）	12	1
賞与引当金の増減額（ は減少）	4	8
退職給付に係る負債の増減額（ は減少）	38	10
受取利息及び受取配当金	18	16
支払利息	167	137
シンジケートローン手数料	49	2
固定資産除売却損益（ は益）	11	386
投資有価証券売却損益（ は益）	8	14
売上債権の増減額（ は増加）	5	29
たな卸資産の増減額（ は増加）	38	18
前払費用の増減額（ は増加）	15	0
長期前払費用の増減額（ は増加）	18	17
仕入債務の増減額（ は減少）	21	27
未払金の増減額（ は益）	21	4
未払消費税等の増減額（ は減少）	66	83
未払費用の増減額（ は減少）	9	21
長期預り金の増減額（ は減少）	12	13
その他	51	29
小計	1,558	1,340
利息及び配当金の受取額	18	16
利息の支払額	167	136
シンジケートローン手数料の支払額	49	2
法人税等の支払額	332	123
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,027	1,095

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	91	68
定期預金の払戻による収入	126	57
固定資産の取得による支出	222	180
固定資産の売却による収入	52	893
長期貸付けによる支出	4	56
長期貸付金の回収による収入	4	4
投資有価証券の取得による支出	12	87
投資有価証券の売却による収入	63	27
その他	2	7
投資活動によるキャッシュ・フロー	86	582
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	60	-
長期借入れによる収入	820	4,170
長期借入金の返済による支出	1,052	4,692
社債の償還による支出	125	120
自己株式の取得による支出	1,049	0
自己株式の処分による収入	102	-
リース債務の返済による支出	475	341
配当金の支払額	39	34
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,759	1,018
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	818	659
現金及び現金同等物の期首残高	1,853	1,035
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,035	1 1,694

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

子会社12社は全て連結されております。連結子会社名は、「第1 企業の概況」の「4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社数 0社

持分法非適用関連会社数 2社 会社名 株式会社東京四社営業委員会、株式会社モーション

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に関しても小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響をおよぼしていないので持分法適用の範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結財務諸表提出会社の決算日に一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品...主として総平均法

仕掛品...先入先出法

原材料及び貯蔵品

燃料・油脂...総平均法

部品・資材・原材料...先入先出法

(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

車両運搬具...定額法

建物・その他有形固定資産...定率法

ただし平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具 2年～7年

建物及び構築物 2年～60年

機械器具及び什器備品 2年～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間(5年)による定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

株式報酬引当金

役員報酬 B I P 信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から処理することにしております。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金の利息

ヘッジ方針

資金調達取引における金利の変動によるリスクに対して金利スワップ取引によりヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。

(9) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「販売用不動産」は、当連結会計年度において重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「販売用不動産」3百万円、「その他」95百万円は、「その他」99百万円として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「シンジケートローン手数料」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「シンジケートローン手数料」49百万円、「その他」4百万円は、「その他」53百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資有価証券	21百万円	24百万円
建物及び構築物	4,927百万円	4,521百万円
土地	9,546百万円	8,626百万円
計	14,495百万円	13,172百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
短期借入金	4,527百万円	925百万円
1年内償還予定の社債	120百万円	870百万円
社債	1,920百万円	1,050百万円
長期借入金	1,329百万円	4,406百万円
計	7,897百万円	7,251百万円

2 関連会社に係る項目

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資有価証券(株式)	25百万円	39百万円

3 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
受取手形	-百万円	2百万円
支払手形	-百万円	8百万円

5 財務制限条項

当社は、シンジケートローン契約(契約日平成28年9月30日)を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されています。

平成30年3月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額を、平成29年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

平成30年3月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主要費目及び金額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
人件費	690百万円	654百万円
(うち、賞与引当金繰入額)	20百万円	22百万円)
(うち、株式報酬引当金繰入額)	13百万円	19百万円)
(うち、退職給付費用)	6百万円	9百万円)
減価償却費	46百万円	52百万円
諸手数料	161百万円	185百万円
貸倒引当金繰入額	7百万円	0百万円

2 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物及び構築物	-百万円	108百万円
車両運搬具	0百万円	1百万円
土地	12百万円	495百万円
計	12百万円	387百万円

建物及び構築物と土地が一体となった固定資産を売却した際、建物及び構築物部分については売却損、土地部分については売却益が発生しているため、売却損益を通算して固定資産売却益を計上しております。

3 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物及び構築物	-百万円	0百万円
車両運搬具	0百万円	0百万円
機械器具及び什器備品	-百万円	0百万円
リース資産	0百万円	0百万円
計	0百万円	1百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	110百万円	71百万円
組替調整額	8百万円	14百万円
税効果調整前	101百万円	56百万円
税効果額	32百万円	17百万円
その他有価証券評価差額金	69百万円	38百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	59百万円	3百万円
組替調整額	-百万円	8百万円
税効果調整前	59百万円	4百万円
税効果額	18百万円	1百万円
繰延ヘッジ損益	41百万円	3百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	14百万円	4百万円
組替調整額	43百万円	7百万円
税効果調整前	58百万円	11百万円
税効果額	10百万円	5百万円
退職給付に係る調整額	47百万円	5百万円
その他の包括利益合計	19百万円	35百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,500,000			10,500,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	537,542	1,916,100	216,000	2,237,642

(変動事由の概要)

増減数の主な内訳は、次の通りであります。

自己株式の取得	1,700,000株
役員報酬B I P信託による取得	216,000株
単元未満株式の買取りによる増加	100株
役員報酬B I P信託への処分	216,000株

(注) 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式216,000株が含まれております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	19	2.0	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月10日 取締役会	普通株式	16	2.0	平成28年9月30日	平成28年12月6日

(注) 平成28年11月10日取締役会決議の「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	16	2.0	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(注) 「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,500,000		5,250,000	5,250,000

(変動事由の概要)

増減数の主な内訳は、次の通りであります。

株式併合による減少 5,250,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,237,642	117	1,118,821	1,118,938

(変動事由の概要)

増減数の主な内訳は、次の通りであります。

自己株式の取得 117株

株式併合による減少 1,118,821株

(注) 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式108,000株が含まれております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	16	2.0	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月10日 取締役会	普通株式	16	2.0	平成29年9月30日	平成29年12月6日

(注) 1 平成29年6月29日定時株主総会決議の「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2 平成29年11月10日取締役会決議の「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。また「1株当たり配当額」は、基準日が平成29年9月30日であるため、平成29年10月1日付の株式併合前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	16	4.0	平成30年3月31日	平成30年6月29日

(注) 「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれておりません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	1,080百万円	1,751百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	45百万円	57百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券)	0百万円	0百万円
現金及び現金同等物	1,035百万円	1,694百万円

2 重要な非資金取引

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース

リース資産の内容

有形固定資産

主として、旅客自動車運送事業における車両運搬具と駐車場設備、販売事業における生産設備(機械器具)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (3)重要な減価償却資産の減価償却の方法 リース資産」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	13百万円	1百万円
1年超	3百万円	1百万円
合計	17百万円	3百万円

(金融商品関係)

金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理の方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

有利子負債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債、長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達です。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

また、当社の資金調達に関するシンジケートローン契約には、財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し期限の利益喪失請求が行われた場合には、資金繰りの悪化により当社及び当社グループの将来の成長、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,080	1,080	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,368	1,368	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	477	477	-
資産計	2,925	2,925	-
(4) 支払手形及び買掛金	502	502	-
(5) 未払費用	821	821	-
(6) 短期借入金	240	240	-
(7) 社債(注3)	2,040	2,065	25
(8) 長期借入金(注3)	6,064	6,121	56
(9) リース債務(注3)	1,015	1,028	13
負債計	10,684	10,780	95
(10) デリバティブ取引(注4)	(59)	(59)	-

当連結会計年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,751	1,751	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,338	1,338	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	541	541	-
資産計	3,631	3,631	-
(4) 支払手形及び買掛金	475	475	-
(5) 未払費用	768	768	-
(6) 短期借入金	240	240	-
(7) 社債(注3)	1,920	1,936	16
(8) 長期借入金(注3)	5,542	5,557	15
(9) リース債務(注3)	1,210	1,216	6
負債計	10,156	10,194	38
(10) デリバティブ取引(注4)	(54)	(54)	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託については、取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照してください。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5)未払費用及び(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。社債のうち、金利スワップを行っているものは特例処理されており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規起債を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 長期借入金及び(9)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされたものは(下記(10)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金及び社債の時価に含めて記載しております(上記(8)参照)。

金利スワップの繰延ヘッジ処理によるものは、契約を締結している取引銀行から提示された価格を使用しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	平成29年3月31日	平成30年3月31日
非上場株式	57	132

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 社債、長期借入金及びリース債務は、1年以内に期限の到来する金額を含めて記載しております。

(注4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注5) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,053	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,368	-	-	-
合計	2,421	-	-	-

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,724	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,338	-	-	-
合計	3,063	-	-	-

(注6) 借入金、社債及びリース債務の連結決算日後の返済予定額は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
短期借入金	240	-	-	-
社債	120	1,920	-	-
長期借入金	4,472	1,106	205	280
リース債務	310	648	56	-
合計	5,143	3,674	261	280

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
短期借入金	240	-	-	-
社債	870	1,050	-	-
長期借入金	904	4,192	205	239
リース債務	362	813	34	-
合計	2,376	6,056	239	239

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	465	272	193
その他	3	2	1
小計	469	274	194
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	7	9	1
その他	-	-	-
小計	7	9	1
合計	477	283	193

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	533	277	256
その他	4	2	2
小計	538	279	258
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	3	4	0
その他	-	-	-
小計	3	4	0
合計	541	283	258

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	63	8	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	63	8	-

当連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	27	14	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	27	14	-

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	予定取引 (長期借入金)	3,160	2,980	(注1) 59
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金 及び社債	4,855	1,524	(注2)
合計			8,015	4,504	59

(注) 1.時価の算定方法 契約を締結している取引銀行から提示された価格を使用しております。

2.金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金及び社債の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	2,980	2,640	(注1) 54
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金 及び社債	1,524	614	(注2)
合計			4,504	3,254	54

(注) 1.時価の算定方法 契約を締結している取引銀行から提示された価格を使用しております。

2.金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金及び社債の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。一部の連結子会社は、退職一時金制度及び中小企業退職金共済制度を併用しております。乗務員の給与体系(歩合比率)を変更した場合は、特別退職金を支払うことがあります。

なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。また、一部の連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金(東京乗用旅客自動車厚生年金基金)に加入しておりましたが、同基金は平成28年11月29日付で厚生労働大臣より解散の認可を受け、現在清算手続中であり、当基金の解散による追加負担額の発生は見込まれておりません。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を含みます。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	903	923
勤務費用	91	87
利息費用	4	4
数理計算上の差異の発生額	14	4
退職給付の支払額	89	94
退職給付債務の期末残高	923	924

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	923	924
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	923	924
退職給付に係る負債	923	924
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	923	924

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	91	87
利息費用	4	4
数理計算上の差異の費用処理額	43	7
確定給付制度に係る退職給付費用	51	84

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
数理計算上の差異	58	11
合計	58	11

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未認識数理計算上の差異	38	50
合計	38	50

(7) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
割引率	0.5%	0.5%
予想昇給率	4.2%	4.2%

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付に係る負債	300百万円	302百万円
賞与引当金	37百万円	34百万円
ゴルフ会員権	31百万円	33百万円
未払事業税	4百万円	15百万円
税務上の繰越欠損金	69百万円	71百万円
固定資産の未実現利益	150百万円	149百万円
資産除去債務	75百万円	75百万円
固定資産減損損失	160百万円	160百万円
その他	185百万円	163百万円
繰延税金資産小計	1,015百万円	1,006百万円
評価性引当額	492百万円	491百万円
繰延税金資産合計	523百万円	515百万円
(繰延税金負債)		
土地評価差額金	162百万円	162百万円
固定資産圧縮積立金	1,391百万円	1,314百万円
その他有価証券評価差額金	62百万円	82百万円
資産除去債務	14百万円	14百万円
その他	3百万円	5百万円
繰延税金負債合計	1,633百万円	1,578百万円
繰延税金負債純額	1,110百万円	1,063百万円

(注) 繰延税金資産・負債の純額は連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	90百万円	86百万円
固定資産 - 繰延税金資産	177百万円	168百万円
固定負債 - 繰延税金負債	1,378百万円	1,319百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2%	1.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3%	0.2%
住民税均等割等	0.8%	0.5%
評価性引当額増減	3.7%	0.1%
その他	1.0%	1.0%
	31.0%	31.1%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループは、旅客自動車運送事業及び燃料小売事業における店舗等事業地、並びに金属製品の製造販売等の事業地について法令及び条例により要求される土壌汚染の除却に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

旅客自動車運送事業及び燃料小売事業における店舗等については、主要建物並びにガソリンスタンドの使用見込み期間を取得から22年から50年と見積り、割引率は2.18%から2.28%を採用しております。また、金属製品の製造販売等の事業地については、使用見込み期間を取得から24年と見積り、割引率0.856%を採用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
期首残高	231百万円	234百万円
時の経過による調整額	2百万円	2百万円
期末残高	234百万円	236百万円

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション、オフィスビル(土地を含む)及び遊休不動産を有しております。

平成29年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は349百万円(賃貸収益941百万円、賃貸費用592百万円)であります。なお、賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。

(2) 当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
10,998	221	10,777	11,824

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)期中増減額のうち、主な増加は不動産取得(25百万円)によるものであり、主な減少は減価償却(209百万円)、不動産の売却(40百万円)によるものであります。

(注3)期末時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算出した金額であります。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション、オフィスビル(土地を含む)及び遊休不動産を有しております。

平成30年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は379百万円(賃貸収益973百万円、賃貸費用594百万円)であります。なお、賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。

(2) 当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
10,777	651	10,125	12,322

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)期中増減額のうち、主な増加は不動産取得(52百万円)によるものであり、主な減少は不動産の売却(507百万円)、減価償却(203百万円)によるものであります。

(注3)期末時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算出した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

報告セグメントについては、各事業セグメントを製品・サービスの内容、性質、製造方法、販売方法等の類似性を勘案して「旅客自動車運送事業」、「不動産事業」及び「販売事業」の3つに集約しております。

なお、各報告セグメントは、以下のサービス提供・製造・販売を行っております。

報告セグメント	主要商品等
旅客自動車運送事業	ハイヤー事業、タクシー事業
不動産事業	不動産売買・賃貸・仲介
販売事業	燃料販売、資材販売、金属製品販売

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格等に基づいております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

当第2四半期連結会計期間より、出向者が増加したため、人件費の配分方法を見直し、又、本社ビルの一部を賃貸することになったため、減価償却費等の配分額を見直しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の「旅客自動車運送事業」のセグメント利益が53百万円増加し、「不動産事業」のセグメント利益が53百万円減少しております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結 財務諸表 計上額 (注)2
	旅客 自動車 運送事業	不動産 事業	販売事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	12,260	936	3,256	16,453	-	16,453
セグメント間の内部売上高 又は振替高	89	378	716	1,184	1,184	-
計	12,350	1,314	3,972	17,637	1,184	16,453
セグメント利益	24	444	161	630	47	678
セグメント資産	4,622	13,174	4,810	22,607	723	21,883
その他の項目						
減価償却費	530	305	109	946	73	872
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	262	101	132	496	-	496

(注)1 調整額は以下の通りであります。

(1)セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント資産の調整額 723百万円には、セグメント間取引消去 1,421百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産697百万円が含まれております。全社資産は、主に会社での余資運転資金(現金)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結 財務諸表 計上額 (注)2
	旅客 自動車 運送事業	不動産 事業	販売事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	12,467	975	3,286	16,729	-	16,729
セグメント間の内部売上高 又は振替高	76	382	730	1,189	1,189	-
計	12,543	1,358	4,016	17,918	1,189	16,729
セグメント利益	5	396	113	515	45	561
セグメント資産	4,697	12,672	4,729	22,099	47	22,147
その他の項目						
減価償却費	353	312	89	756	34	721
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	499	60	34	594	3	598

(注)1 調整額は以下の通りであります。

(1)セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント資産の調整額47百万円には、セグメント間取引消去 1,294百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産1,341百万円が含まれております。全社資産は、主に、会社での余資運転資金(現金)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報として、同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千米ドル)	事業 の内容 又は職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (法人)	プロスペクト・ アセット・マ ネージメント・ インク	アメリカ 合衆国ハ ワイ州ホ ノルル市	1,301	証券投資 顧問業	被所有 直接0.09%	-	自己株式 の取得 (注)	781	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注) 自己株式の取得における株価は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNet-3) に基づき決定しております。

プロスペクト・アセット・マネージメント・インクは当社の主要株主でありましたが、本取引に伴い、当社の主要株主ではなくなりました。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業 の内容 又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親者 (主要株主)	新倉 文明	-	-	-	被所有 直接9.97%	当社役員 の近親者	自己株式の 取得(注)	145	-	-
役員及び その近親者	新倉 信子	-	-	-	被所有 直接1.26%	当社役員 の近親者	自己株式 の取得(注)	20	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

(注) 自己株式の取得における株価は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNet-3) に基づき決定しております。

新倉文明氏は当社の主要株主でありましたが、本取引に伴い、当社の主要株主ではなくなりました。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	1,792.54円	1,943.69円
1株当たり当期純利益金額	83.78円	150.70円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、期末の普通株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当該信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、前連結会計年度において66,461株、当連結会計年度において108,000株であります。
3. 平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	361	622
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	361	622
普通株式の期中平均株式数(株)	4,315,829	4,131,146

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	7,455	8,082
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	50	52
(うち非支配株主持分(百万円))	(50)	(52)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	7,405	8,029
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	4,131,179	4,131,062

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
大和自動車交通(株)	第一回 無担保社債	2013年 9月30日	850	800 (800)	1.00	なし (注1、2、3)	2019年 3月29日
大和自動車交通(株)	第二回 無担保社債	2013年 11月29日	1,190	1,120 (70)	1.21	なし (注1、2、3)	2020年 11月30日
合計			2,040	1,920 (870)			

(注) 1 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
870	70	980		

2 当期末残高の()内の金額は、1年内に償還が予定されている社債であります。

3 銀行保証について、担保が付されております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	240	240	0.73	
1年以内に返済予定の長期借入金	4,472	904	1.23	
1年以内に返済予定のリース債務	310	362	1.44	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,592	4,637	1.45	2019年5月27日～ 2034年1月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	704	847	1.33	2019年4月17日～ 2024年3月22日
その他有利子負債				
合計	7,320	6,992		

(注) 1 平均利率については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	746	634	499	2,311
リース債務	275	228	183	126

【資産除去債務明細表】

「資産除去債務関係」注記において記載しているため省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	4,106	8,174	12,578	16,729
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	178	206	417	907
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	109	140	288	622
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	26.57	33.99	69.80	150.70

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益金額(円)	26.57	7.42	35.82	80.89

(注) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式2株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	349	889
売掛金	2 218	2 237
貯蔵品	9	8
前払金	16	17
前払費用	53	54
繰延税金資産	24	34
短期貸付金	2 67	2 51
未収入金	2 698	2 738
その他	2 2	2 2
貸倒引当金	42	77
流動資産合計	1,398	1,958
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 5,131	1 4,764
建物附属設備	456	366
構築物	290	274
機械器具	11	10
車両運搬具	0	0
什器備品	59	50
土地	1 9,068	1 8,802
リース資産	23	11
有形固定資産合計	15,039	14,280
無形固定資産		
通信施設利用権	0	0
ソフトウェア	26	41
リース資産	12	9
その他	6	6
無形固定資産合計	46	58
投資その他の資産		
投資有価証券	260	352
関係会社株式	828	843
差入保証金	10	13
長期貸付金	21	16
関係会社長期貸付金	121	87
その他	232	227
貸倒引当金	137	123
投資その他の資産合計	1,337	1,415
固定資産合計	16,423	15,754
資産合計	17,822	17,712

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 224	2 174
1年内償還予定の社債	1 120	1 870
1年内返済予定の長期借入金	1、 2、 4 4,181	1、 2、 4 630
リース債務	13	10
未払金	2 70	2 39
未払費用	2 197	2 184
未払法人税等	22	246
未払消費税等	-	37
前受金	2 12	2 10
短期預り金	50	49
関係会社預り金	397	356
前受収益	2 73	2 68
賞与引当金	25	26
流動負債合計	5,389	2,703
固定負債		
社債	1 1,920	1 1,050
長期借入金	1、 2、 4 1,262	1、 2、 4 4,310
リース債務	19	8
繰延税金負債	1,262	1,199
長期預り金	358	372
退職給付引当金	317	318
資産除去債務	116	118
株式報酬引当金	13	33
関係会社事業損失引当金	17	-
その他	95	90
固定負債合計	5,382	7,502
負債合計	10,772	10,205
純資産の部		
株主資本		
資本金	525	525
資本剰余金		
資本準備金	2	2
資本剰余金合計	2	2
利益剰余金		
利益準備金	131	131
その他利益剰余金		
退職積立金	197	197
固定資産圧縮積立金	3,151	2,979
別途積立金	1,146	1,146
繰越利益剰余金	3,071	3,671
利益剰余金合計	7,697	8,125
自己株式	1,200	1,200
株主資本合計	7,024	7,452
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	66	92
繰延ヘッジ損益	41	38
評価・換算差額等合計	25	54
純資産合計	7,050	7,506
負債純資産合計	17,822	17,712

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
売上高	1 1,502	1 1,526
営業収益	1 827	1 830
売上高及び営業収益	2,329	2,357
売上原価	1 950	1 962
営業費用	1 958	1 987
売上原価及び営業費用	1,908	1,949
売上総利益	421	407
販売費及び一般管理費	1, 2 66	1, 2 85
営業利益	354	322
営業外収益		
受取利息	1 4	1 3
受取配当金	8	7
受取車検費用	1	-
保険配当金	24	25
受取保険金	-	18
その他	1 43	1 29
営業外収益合計	82	84
営業外費用		
支払利息	134	113
アドバイザー費用	-	35
その他	50	4
営業外費用合計	185	152
経常利益	252	254
特別利益		
固定資産売却益	-	3 380
投資有価証券売却益	0	1
特別利益合計	0	382
特別損失		
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	0	0
税引前当期純利益	252	636
法人税、住民税及び事業税	57	260
法人税等調整額	13	85
法人税等合計	44	175
当期純利益	207	461

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
人件費	100	10.6	100	10.4
経費				
修繕費	199		217	
減価償却費	305		294	
その他経費	343		350	
経費計	849	89.4	862	89.6
売上原価合計	950	100.0	962	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
					退職積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	525	2	2	131	197	3,198	1,146	2,867	7,541	267	7,800
当期変動額											
剰余金の配当								36	36		36
自己株式の取得										1,049	1,049
自己株式の処分								14	14	117	102
固定資産圧縮積立金の取崩						46		46	-		-
当期純利益								207	207		207
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	46	-	203	156	932	775
当期末残高	525	2	2	131	197	3,151	1,146	3,071	7,697	1,200	7,024

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	31	-	31	7,832
当期変動額				
剰余金の配当				36
自己株式の取得				1,049
自己株式の処分				102
固定資産圧縮積立金の取崩				-
当期純利益				207
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35	41	5	5
当期変動額合計	35	41	5	781
当期末残高	66	41	25	7,050

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
					退職積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	525	2	2	131	197	3,151	1,146	3,071	7,697	1,200	7,024
当期変動額											
剰余金の配当								33	33		33
自己株式の取得										0	0
自己株式の処分									-		-
固定資産圧縮積立金の取崩						172		172	-		-
当期純利益								461	461		461
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	172	-	599	427	0	427
当期末残高	525	2	2	131	197	2,979	1,146	3,671	8,125	1,200	7,452

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	66	41	25	7,050
当期変動額				
剰余金の配当				33
自己株式の取得				0
自己株式の処分				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
当期純利益				461
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	25	3	28	28
当期変動額合計	25	3	28	456
当期末残高	92	38	54	7,506

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品

燃料・油脂.....総平均法

部品・資材.....先入先出法

4 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

車両運搬具...定額法

建物・その他有形固定資産...定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具 2年～7年

建物及び構築物 2年～50年

機械器具及び什器備品 2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間(5年)による定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期に対応する金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理することにしております。

(4) 株式報酬引当金

役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段

金利スワップ

(3) ヘッジ対象

借入金の利息

(4) ヘッジ方針

資金調達取引における金利の変動によるリスクに対して金利スワップ取引によりヘッジを行っております。

(5) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

7 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「シンジケートローン手数料」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「シンジケートローン手数料」49百万円、「その他」1百万円は、「その他」50百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
建物	4,829百万円	4,489百万円
土地	8,412百万円	7,676百万円
計	13,241百万円	12,165百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
1年内償還予定の社債	120百万円	870百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,082百万円	485百万円
社債	1,920百万円	1,050百万円
長期借入金	997百万円	4,090百万円
計	7,119百万円	6,495百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次の通りであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期金銭債権	514百万円	562百万円
短期金銭債務	155百万円	110百万円
長期金銭債務	80百万円	50百万円

3 保証債務

銀行取引等に対して保証を行っております。

関係会社

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
日本自動車メーカー(株)	39百万円	18百万円
大和自動車(株)	61百万円	19百万円
大和工機(株)	12百万円	-百万円
大和物産(株)	0百万円	0百万円
合計	113百万円	38百万円

4 財務制限条項

当社は、シンジケートローン契約(契約日平成28年9月30日)を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されています。

平成30年3月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額を、平成29年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

平成30年3月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	603百万円	594百万円
営業収益	698百万円	579百万円
営業費用等	232百万円	240百万円
営業取引以外の取引高	18百万円	17百万円

2 販売費及び一般管理費の主なもの

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
役員報酬	8百万円	8百万円
給料手当	9百万円	9百万円
賞与引当金繰入額	1百万円	1百万円
株式報酬引当金繰入額	1百万円	2百万円
退職給付費用	0百万円	1百万円
減価償却費	3百万円	3百万円
諸手数料	12百万円	34百万円
保険料	4百万円	4百万円
租税公課	1百万円	2百万円
施設賦課税	1百万円	2百万円
貸倒引当金繰入額	4百万円	0百万円
関係会社事業損失引当金繰入額	1百万円	-百万円
販売費に属する費用の おおよその割合	52%	37%
一般管理費に属する 費用のおおよその割合	48%	63%

3 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	-百万円	110百万円
車両運搬具	-百万円	0百万円
土地	-百万円	490百万円
計	-百万円	380百万円

建物と土地が一体となった固定資産を売却した際、建物部分については売却損、土地部分については売却益が発生しているため、売却損益を通算して固定資産売却益を計上しております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式803百万円、関連会社株式25百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式803百万円、関連会社株式39百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
(繰延税金資産)		
未払事業税	3百万円	12百万円
退職給付引当金	97百万円	97百万円
賞与引当金	7百万円	8百万円
ゴルフ会員権	31百万円	31百万円
貸倒引当金	28百万円	35百万円
資産除去債務	35百万円	36百万円
固定資産減損損失	160百万円	160百万円
関係会社株式	179百万円	178百万円
その他	74百万円	66百万円
繰延税金資産小計	619百万円	626百万円
評価性引当額	424百万円	424百万円
繰延税金資産合計	194百万円	201百万円
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	1,391百万円	1,314百万円
その他有価証券評価差額金	29百万円	40百万円
その他	11百万円	11百万円
繰延税金負債合計	1,432百万円	1,366百万円
繰延税金負債純額	1,237百万円	1,164百万円

(注) 繰延税金資産及び負債の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	24百万円	34百万円
固定負債 - 繰延税金負債	1,262百万円	1,199百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4%	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	22.7%	4.1%
住民税均等割額	0.2%	0.1%
評価性引当額増減	6.7%	0.0%
その他	0.0%	0.0%
	17.5%	27.5%

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	5,131	39	207	197	4,764	1,747
	建物附属設備	456	12	33	68	366	1,058
	構築物	290	0	-	16	274	330
	機械器具	11	1	-	2	10	32
	車両運搬具	0	0	0	0	0	2
	什器備品	59	11	0	20	50	204
	土地	9,068	-	265	-	8,802	-
	リース資産	23	-	-	11	11	72
	計	15,039	65	507	317	14,280	3,447
無形固定資産	通信施設 利用権	0	-	-	0	0	-
	ソフトウェア	26	26	-	11	41	-
	リース資産	12	-	-	2	9	-
	その他	6	-	-	-	6	-
	計	46	26	-	14	58	-

(注) 1. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 建物の増加額の主な内容は、木場ビルの屋上塗装・外壁改修工事29百万円であります。

3. 建物の減少額の内容は、飯田橋デルタビルの売却174百万円、祐天寺賃貸物件の売却33百万円であります。

4. 建物附属設備の減少額の内容は、飯田橋デルタビルの売却33百万円であります。

5. 土地の減少額の内容は、飯田橋デルタビルの売却145百万円、祐天寺賃貸物件の売却120百万円であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	179	27	6	201
賞与引当金	25	26	25	26
株式報酬引当金	13	19	-	33
関係会社事業損失引当金	17	-	17	-

(注) 貸倒引当金の当期減少額には、洗替による戻入額1百万円、債権回収による取崩額4百万円が含まれております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書

事業年度 第110期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)平成29年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第111期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)平成29年8月10日関東財務局長に提出

第111期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)平成29年11月10日関東財務局長に提出

第111期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)平成30年2月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく
臨時報告書

平成29年7月3日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(固定資産の譲渡)の規定に基づく臨時報告書

平成29年9月29日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月28日

大和自動車交通株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤原 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松尾 浩明

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大和自動車交通株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和自動車交通株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、大和自動車交通株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、大和自動車交通株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月28日

大和自動車交通株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 原 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 尾 浩 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大和自動車交通株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第111期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和自動車交通株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。